

暮らしやすさと住みやすさを考える 福祉用具と住宅改修。その過去・現在・未来

高齢者や障がい者の生活を支える福祉用具、バリアフリー環境を自宅に整える住宅改修。これからの中高齢社会を見つめていくうえでは、そのどちらにも関心を寄せる必要があるのではないでしょうか？今回の特集は、福祉用具と住宅改修のこれまでとこれからを考えていきます。



福祉用具編

**覚えておいてください。
10月1日は「福祉用具の日」**

福祉用具は、高齢者や障害者の日常生活や社会参加に欠かせないものです。しかし、一般にはあまりなじみがないので、必要になっても、その存在を知らなかったり、たとえ知っていても周囲を気にして使うのをためらうケースが多いのではないかでしょうか。高齢化の進展や、ノーマライゼーションの考えが普及していく中、だれもが福祉用具を利用しやすい環境を整えることが、今まさに求められています。そこで、多くの人が福祉用具を知り身近に感じられるよう、平成14(2002)年から10月1日を「福祉用具の日」とし、福祉用具の普及・啓発キャンペーンが全国一斉に行われているのです。

**「福祉用具法」施行に合わせ、
平成12年度からスタート**

そもそも「福祉用具の日」を10月1日と決めたのは、平成5(1993)年の「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(略称「福祉用具法」)」の施行日にちなんだためです。平成2(1990)年、「高齢者保健福祉10ヵ年戦略(ゴールドプラン)」がスタートし、高齢者向けサービスの充実が図られました。しかし、福祉用具については必ずしも積極的な開発・普及策が取られておらず、福祉用具に関する基本法の実現が急務となっていました。このような状況の中、高齢者や障害者の心身の特性を踏まえ、個々の状況に適合した福祉用具の開発・普及が促進されるよう、当時の厚生省・通産省は「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の成立に向け努力し、同法案は第126国会において全会一致で可決され、平成5(1993)年10月1日の法施行に至りました。

高齢者や障害者の自立促進、介護者の負担軽減など、同法が目指す基本理念の実現に向けて、福祉用具の活用を図りましょう。

(参考／財団法人テクノエイド協会編「福祉用具を上手に利用するための福祉用具Q&A」)



◎「有限会社関西ワーク」代表取締役
**中田吉昭さんが語る、
福祉用具のこれから**

利用者と介護者の意見のちがいが 福祉用具を選ぶ際の壁となる

福祉用具機器の総合アドバイザーとして、30年以上、福祉用具に携わる「有限会社関西ワーク」代表取締役の中田吉昭さんは福祉用具の変遷を振り返りながら「本人に合った福祉用具に勝るものはありません。ただ、どの用具を使用するか決める段階で、利用者本

関西シルバーサービス協会に聞く 福祉用具機器の変遷史

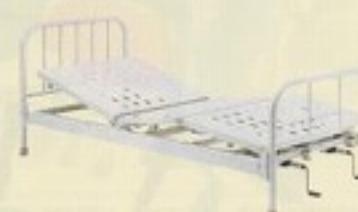
30年前

車いす



すでにこの時点で操作等のスタンダードな形は出来上がっていました。ただ、現在に比べると、メーカーが少なく、デザイン性等は限られていました。

ベッド



パイプベッドにハンドルをつけ手で回す形が主流でした。

トイレ



最初はシンプルな携帯トイレでした。

人の意見を優先するのか、介護者が一番扱いやすいものを選ぶのかは、用具によって今までに難しい問題ですね」。

福祉用具全般においては、現在おおむね基本となるベースラインは確立され、各メーカーはより付加価値を持たせた用具・機器の開発に力を注いでいるそうです。「たとえば杖。杖の先にライトがつき、夜間の外出にも対応できるよう、工夫されています。また持ち手のほうにボタンがあって、それを押すと歩行しやすいようにリズムが刻まれるという、リハビリも兼ねた福祉用具が次々と発表されています」と中田さん。

その人にあった商品を作ることが 福祉用具の最終到達点になる

とはいえる日本でも、かつては福祉先進国であるスウェーデンやドイツ、カナダなどから福祉用具を取り寄せ、自分の国に合うように、さまざまな改良を重ねていった時代があるそうです。「同じ高齢者といっても、外国人とは体格差があり、車いす等そのまま使用したのではまったく足がつかない状態もありました」。そういった時代を経て、現在の姿があるのでしょう。

現在、かつての日本と同じ段階にあるのが、韓国や中国といった国々。関西シルバーサービス協会では、昔、自分たちが欧米諸国に教わった恩返しに、展示会の開催など採算を度外視した協力活動をこれらの国々で行っているそうです。「いくら日本の福祉用具が発展したとはいえ、まだ人が用具に合わせているのが現状なんです。もっともっと研究開発を繰り返して、用具を人に合わせる時代がくるといいですね」

福祉用具を選ぶコツ、教えます

①退院前に買いそろえない

容態にもよりますが、退院前に用具をそろえてしまうと使えない場合があります。退院後、在宅で介護を受ける場合は必要最低限とし、自宅に戻ってからじっくり選んでも問題ありません。



②とにかくじっくり相談

まず、介護する人と本人でじっくり相談しながら選んでください。介護のしやすさ等ありますが、最終的には本人の意見を尊重してあげることも重要です。

③住まい重視が大切

実際に自宅で用具を使ってみてください。また、購入業者がひんぱんにアフターケアにきてくれるかというのも重要なチェックポイントです。



数ある福祉用具のなかから3種類をピックアップし、この30年間でどのように変化していったかを見てみましょう

軽量化が進んでいます。鉄からアルミニウム、そしてチタンやステンレス。生まれた時点で障害者的人は介助型、中途障がいの人は力があるので自走式を選ぶようになります。



軽量化に加え、リクリニング等、より利用者の立場に立った視点で技術改良が行われるようになっていきます。オーダーメイドという形もこの頃から少しずつ取り入れられています。



現在

介護保険法の施行も手伝って、高齢者の車いす利用の割合が一気に増えていきました。高齢者の方々は基本的に動けばいいというのが大前提なので、電動4輪車等、安定感があり、なおかつ電動、手動どちらにも対応できるものなどが開発されています。



電動式のベッドが主流となり、各所にモーターが付き一気に操作性が向上しました。



さらに利便性を高めようと、寝返り機能やマットをくり抜いてトイレを取り付けたものなど、さまざまなアイデアが組み込まれていきます。



原点回帰し、モーターだけを取り付けたシンプルな電動ベッドが広く受け入れられています。

*介護用ベッドでの死亡事故やけが等が、多數報告されていますので使用には充分ご注意ください。

立ち座りがしにくいということで手すり等がつきました。



自宅の部屋に置いても違和感がないものをと、木製のポータブルトイレが多く普及し出します。



木製トイレに洗浄便座を取り付けたものなど、付加価値の高いものが多く開発されています。



住宅改修編

平成12(2000)年4月に始まった介護保険の導入以降、住宅改修の普及が拡大してきています。しかし、その一方ではさまざまな問題点や課題がクローズアップされてきているのも現状です。住宅改修をこれから考えている人、その支援に携わる人は、知識・経験を豊富に持つ専門家から適正な情報、すすめ方、技術的指導・助言などを受けながら、「本当に必要な住宅改修とは何か」について考えてみてください。



○「援助技術研究室」主任研究員

米崎二朗さんが語る、
住宅改修のこれから

住宅改修における重要ポイント

～目標と計画を明確にすること～

障がいや老化等にともない、身体の変調や機能低下を生じると、日常の生活において、不便や困難を感じたり、あるいは、これまでできていたことができなくなったりします。その「住みにくさ」の改善もしくは問題解決を図ることを目的に住宅改修等を考えることができます。しかし、ここで忘れてはならないことは、利用者自身は、「元のまま暮らせるのであれば、それが一番である」という気持ちも併せ持っているということです。

住宅改修のみが先行して支援サービスがすすめられるのではなく、他の支援技術やサービスとの連携を図りながら計画的にすすめなければなりません。

まずは、適正な情報を入手し、自己の障がい状況や環境状況等と比較し、住宅改修後の具体的な生活イメージをしながら、また、家族、介護者、医療の専門家、福祉の専門家、建築・工学の専門家等と十分に討議し、じっくりと検討した上でその目標を立てていくことが重要となります。同居する家族がいる場合、外部からの介護支援がある場合、気候などの地域差がある場合などには、個々の生活スタイルに応じた検討が必要不可欠となります。

目標が立てば、次に経費的な負担、社会資源活用、支援サービス等との連携などを図りながら、具体的な計画を立てていきます。

●車いすの工夫で対応できるケース

車いすには、病院や施設などにある標準型の車いす以外にも、使用する目的・場所に応じたさまざまな種類のものがあります。



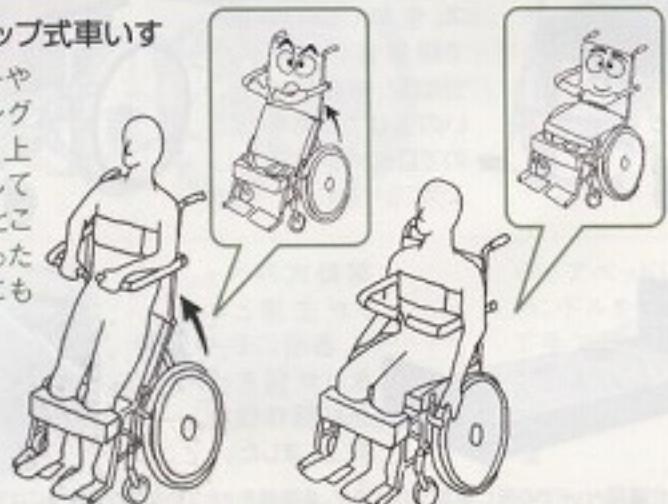
出典:「福祉用具の日しんぶん」(シルバー産業新聞)

●室内用6輪車いす

敷居などの小さな段差や障害物を簡単に通過することができる

●スタンダップ式車いす

電動モーター ガススプリングの力で立ち上がりを補助してくれます。いところの物を取ったときにも便利です。



援助技術研究室とは?

平成5(1993)年、発足。相談事業、研究・開発事業、普及活動の3つの柱を軸に、障がいのある人や高齢者が快適で安全に暮らしていくように、住宅改修、福祉用具等の具体的な支援サービスと普及活動を実施しています。

■住所:〒547-0026大阪市平野区喜連西6-2-55 ■相談日:毎週月~金曜日 午前10時~午後4時まで(祝・祭日は除く)

■相談方法:予約制(お電話もしくは来所にてご相談ください)

☎06-6703-5347・FAX06-6703-5349 Eメール ikeda_assistech@v-sien.org

住宅改修を考える

NPO法人ふくでっく理事●中北 清さん

気兼ねなくサービスを受けられる、そんな時代になりました

介護保険が導入されて、必要な人が負い目なく住宅改修等のサービスを受けられるようになりました。以前だと「わしはお上の世話にはなりたくない」という人は大勢いましたけど、導入後は「わしも負担してるんやからな」と気兼ねなくサービスを利用できる時代になったと思います。

その反面、一割負担するだけで工事をしてもらえるから、利用者はあまり考えずに、ほとんどが業者主導になってしまい、内容やコストに無頓着というか。全額自費だった頃は、皆さん真剣に見積書等をご覧になられてたのに(笑)。

最近は「一式工事」が増えたような気がします。たとえば風呂場を修理するにしても、本来は必要な部分だけ工事すればいいのに、いきなり丸ごとユニットバスに取り替えてしまったりとか。たしかに業者からしたら仕事がやりやすいし、利用者にしても風呂場全体が新しくなるのでうれしいのかも知れません。しかし、それが本当に本人のニーズにあった改善になっているかといえば、少し疑問も残ります。工事をするのが善意ある工務店ばかりならかまわないんですけど、そうではない場合もありますから。

これは一概には言えませんが、手続きがスムーズにできる業者が必ずしも良いとは限らないんです。介護保険が制度である以上、一定の手続きが必要となってきますよね。すると、本当は良心的で素晴らしい技術を持った昔気質の大工さんが、その手続きを面倒だと決めつけて、なかなか参入してこない(笑)。見えないところでそんな事態も起こってるんです。それでも住宅改修そのものはなんらかの形で良くなっているのは事実です。ただ、費用に見合った、つまり介護保険が目標とする住宅改修には、まだ至っていない気もします。

持ち家と借家のちがいで不公平が生まれやすい住宅改修

そもそも介護保険で定められている住宅改修というのは、住宅の所有形態で不公平が生まれる制度なんです。つまり持ち家で

はなんでも自由んですけど、借家では現状復帰という問題が出てくるんです。たとえば、借家で和便器を洋便器にしたいといつたら家主は反対しませんけど、風呂場を改造しようとすると家主の多くは同意しないというのが実情です。本来は平等に権利が保証されなければいけない介護保険なのに、家主の許可や現状復帰等の問題で不利益を受けている人が多いことは知っておいてほしいですね。

これからの住宅改修、ケアマネジャーが鍵を握る

これからの住宅改修には、やはりケアマネジャーがキーパーソンになるべきだと思っています。これだけ改修が一般的になってくると、すべてのニーズに対して設計士らが張りつくのは時間的な側面だけを考えても難しい。依頼者の身近について、その人の身体や心を理解している人、そういう点において、ケアマネジャーが一番近い場所にいる気がするんですよね。ところが今は業者が主導になって、まず改修の話を全部まとめあげ、最後にケアマネジャーに理由書を書いてもらっていることが多い。それをどう変えていくか、どうすればケアマネジャーが中心になれるのか、権限の問題だけでなく、待遇や知識も含めて、私たちは応援してあげなければいけないです。

○中北清さん……建築士。1993年から「ふくでっく」(現「NPO法人ふくでっく」)に参加して、高齢者や障がい者の住宅改修に有償ボランティアとして取り組む。その後、二足のわらじ状態は現在も続いている。仕事では大阪市内では70年ぶりとなる精神科病院や東住吉区の重症心身障害者施設の設計などを手がける一方で、NPO法人ふくでっくでは、行政委託を受けて住宅改修前後の申請内容や、コスト、施行後の完成度を検証する事業に取り組む。



福祉用具トピックス

①来春、大規模な福祉機器の展覧会が大阪で開催!

9月24日~26日の3日間、東京国際展示場「東京ビッグサイト」(有明)においてハンドメイドの自助具から最先端技術を活用した福祉車両まで世界の福祉機器を一堂に集めた国際展示会「国際福祉機器展H.C.R.2008」が開催されました。大阪では2009年4月16日~18日、高齢者・障がい者の生活を快適にする福祉機器・製品を含めた総合的な福祉情報を発信することを目的とした展示会「バリアフリー2009」が「インテックス大阪」で開催される予定です。



②福祉用具、自助具がいつでも見られます!

大阪市社会福祉研修・情報センターでは1階フロアに福祉用具・自助具の相談コーナーを設けるとともに、展示ギャラリーを常設しています。生活に便利な福祉用具や自助具を多数取り揃えていますので、お気軽にご覧ください。

- 福祉用具の説明・相談日…月~金曜日 午前10時~午後1時
- 自助具の相談日…木曜日 午前10時~午後4時 (休憩時間あり)

